

第2次

高山村いのち支える自殺対策計画

令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度）

令和6年（2024年）3月

長野県高山村

はじめに

令和3年（2021年）における日本の平均寿命は、男女ともに80歳を超える最高齢を更新し、世界的に見ても「長寿大国」となっています。

我が国の自殺対策は、平成18年（2006年）に自殺対策基本法が制定されて以降、それまで「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数は3万人から2万人台に減少するなど、着実に成果を上げています。



しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、令和2年（2020年）度には、特に女性や小中高生の自殺者数が著しく増加し、総数において11年ぶりに前年を上回るなど、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率）は、主要先進7か国の中で最も高く、自殺者数の累計は毎年2万人を超える水準にあり、依然として深刻な状態が続いています。

一方、高山村では、平成30年（2018年）10月1日に「高山村いのち支える自殺対策推進本部」を設置し、庁内各課等が横断的に連携しながら「生きることを支える取組」を推進するため、平成31年度（2019年度）を初年度とする「高山村いのち支える自殺対策計画」を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して事業を実施してまいりましたが、依然として自殺者数が多い状況にあり、引き続き地域全体で取組んでいく必要があります。

第2次高山村いのち支える自殺対策計画では、国の自殺総合対策大綱でも示されているように、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加え、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、「生きることの包括的な支援」を進めるため、職員はもとより、村民の皆様と一体となって「誰も自殺に追い込まれることのない高山村」を目指し、自殺予防対策を推進してまいりますので、今後も自殺予防対策推進に向け、さらなるご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年（2024年）3月
高山村長 内山 信行

目次

第1章 計画策定の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨 P 3
- 2 計画の位置づけ P 3
- 3 計画の期間 P 4
- 4 計画の数値目標 P 4
- 5 第1次計画の基本・重点施策の取組と評価 P 5

第2章 高山村の自殺をめぐる現状と課題

- 1 高山村における5つのポイント P 8
- 2 統計データから見る高山村の自殺の現状と課題 P 9

第3章 自殺対策の基本理念 P13

第4章 基本施策

- 基本施策1 村民一人ひとりの気づきと見守りを促す P14
- 基本施策2 地域におけるネットワークの強化 P15
- 基本施策3 自殺対策を支える人材の育成 P16
- 基本施策4 生きることの促進要因への支援 P17
- 基本施策5 子どもへの支援 P18
- 評価指標 P19

第5章 重点施策

- 重点施策1 高齢者対策 P20
- 重点施策2 生活困窮者対策 P21
- 重点施策3 勤務・経営者対策 P22
- 評価指標 P24

第6章 自殺対策の推進体制 P25

第7章 資料編

- 1 高山村生きる支援関連施策一覧
- 2 高山村いのち支える自殺対策推進本部設置要綱
- 3 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）
- 4 自殺総合対策大綱（令和4年10月閣議決定）概要

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などのさまざまな社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、さまざまな悩みが原因で追い詰められて自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥っているといわれます。また、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感などから、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。

我が国の自殺対策は、平成18年（2006年）に自殺対策基本法（平成18年法律第85号）が制定されて以降、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺で亡くなる人数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げています。

しかし、我が国の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率）は、主要先進7か国の中で最も高く、自殺で亡くなる人数の累計は毎年2万人を超える水準で積み上がっているなど、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進するため、施行から10年の節目に当たる平成28年（2016年）に、自殺対策基本法が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等が基本理念に明記されるとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが等しく支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「自殺対策計画」を策定することとされました。

これらの背景を踏まえ、「生きることの包括的な支援」として自殺対策を推進するため、本村において平成31年（2019年）に第1期となる「高山村いのち支える自殺対策計画」を策定しました。

本計画では、新たな大綱の趣旨を踏まえ、第1次計画の基本理念を引き継ぎ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を目指し、「生きることの包括的な支援」となる自殺対策を推進してまいります。

2 計画の位置づけ

本計画は、平成28年（2016年）に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨及び高山村の実状を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

また「第六次高山村総合計画」（令和2年（2020年）度～11年（2029年）度）や「第四期高山村健康増進計画」（令和3年（2021年）度～8年（2026年）度）等の関連計画と整合性を図るものです。

3 計画の期間

国の自殺対策の指針である自殺総合対策大綱は、平成19年（2007年）6月に初めて策定された後、平成20年（2008年）10月の一部改正、平成24年（2012年）8月の全体的な見直しを経て、平成28年（2016年）の自殺対策基本法改正の趣旨や我が国の自殺の実態を踏まえた見直しが行われました。それにより、平成29年（2017年）7月には自殺総合対策の基本理念や基本方針等を整理し、当面の重点施策に「地域レベルの実践的な取組への支援を強化する」「子ども・若者の自殺対策をさらに推進する」などを新規追加した新たな自殺総合対策大綱（「自殺総合対策大綱 ～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」）が閣議決定されました。このように国は、おおむね5年に一度を目安に自殺総合対策大綱の改定が行われており、令和4年（2022年）10月には、新たな自殺総合対策大綱が閣議決定され、今後5年間で取り組むべき施策が位置付けられました。

村の計画も、こうした国の動きや自殺実態、社会状況等の変化を踏まえる形で、5年に一度を目安に内容の見直しを行うこととし、「高山村いのち支える自殺対策計画」の期間を令和6年（2024年）度から令和10年（2028年）度までの5年間とします。

4 計画の数値目標

「1 計画策定の趣旨」で述べたとおり、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指すため、対策を進める上での具体的な数値目標等を定めるとともに、それらの取組がどのような効果を挙げているのかといった、取組の成果と合わせて検証を行っていく必要があります。

本村においては、計画期間の最終年となる令和10年（2028年）までに、年間自殺者数を0人にすることを目標とします。

	現状値 令和3年（2021年）	目標値 令和10年（2028年）
年間自殺者数	3人	0人

5 第1次計画の基本・重点施策の取組と評価

(1) 基本施策の取組と評価

【基本施策1 地域におけるネットワークの強化】

自殺対策を総合的かつ効果的に推進し、生きるための包括的な支援を推進するため、医療・福祉・保健・教育関係者、関係団体で組織するネットワーク会議を開催しました。

また、産後ケア事業では利用形態に訪問型ケアを加えて、随時対象者に周知・情報提供を行い、利用の勧奨を行ったり、産婦健診は、全産婦を対象に2回分の全額補助を行い、産後の支援体制充実を図るとともに、関係機関との情報共有強化に努めました。

今後も、社会全体で自殺対策に取り組むため、連携の必要性の理解を深め、地域や医療機関などの関係機関同士の連携を推進します。

指 標	目標値 令和5年度(2023年度)	実施状況 令和4年度(2022年度)
高山村いのち支える相談支援ネットワーク会議の開催	年1回以上	1回実施
妊娠・出産包括支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・産後ケア事業利用者増加 ・産婦健診実施 	産後ケア事業利用者 延3人 産後ケア事業の利用形態(訪問型)の導入・拡充 全産婦を対象に産婦健診を2回全額補助

【基本施策2 自殺対策を支える人材の育成】

保健補導員と区長を中心に、各地区で出前講座を開催し、住民に健康に関する知識・情報の普及を行っています。出前講座の内容は、各地区健康課題や要望に沿って行っており、心のケアに関する内容や、ゲートキーパー養成講座も内容に盛り込み実施しました。また、ゲートキーパーについて、多くの人に関心を持ってもらえるよう番組及びDVDを作成し、(株)Goolightコミュニティチャンネル及びたかやまチャンネルでの放映や、コロナワクチン接種会場でのDVD放映を行いました。

引き続き、自殺の危機を示すサインに気づき、声をかけ、専門機関へつなげる人材を増やす取組みを推進します。

指 標	目標値 令和5年度(2023年度)	実施状況 令和4年度(2022年度)
ゲートキーパー養成講座の実施	年1回以上	コロナワクチン接種会場でのDVD放映 出前講座として希望者に随時実施
村職員研修への導入	実施	未実施
村職員研修受講率	70%	0%
人権教育講座への導入	実施	未実施

【基本施策3 住民への啓発と周知】

自殺対策や心の健康づくり等に関する情報提供や相談窓口等の周知を、さまざまな機会を活用して行いました。ゲートキーパーや心の相談室に関する記事の広報紙掲載、ホームページでは随時「こころの相談室」の案内を行いました。総合相談会等の案内を、様々な年代が集まるコロナワクチン接種会場を利用した周知や、チラシの全戸配布等、必要とする方へ情報が届くよう広く周知を行いました。

指 標	目標値 令和5年度（2023年度）	実施状況 令和4年度（2022年度）
広報等による情報発信	広報たかやま 年4回 ホームページでの情報発信	3回実施 こころの相談室の定期案内 ホームページで情報発信
イベント等でのリーフレットの配布	リーフレットを作成し配布 実施	イベント時や各種健診時にリーフレット等配布

【基本施策4 生きることの促進要因への支援】

健康福祉課、社会福祉協議会において、シニアクラブ等の活動へ支援を行い、高齢者の居場所づくりや生きがいづくりの支援を行っています。コロナ禍の影響により、クラブの開催数の減少や参加人数が減少しています。

こころの相談室では、専門の公認心理師による相談を、事前予約制で行っています。村民に対し開催の周知を行い、必要性の高い対象者に対し、積極的に勧奨を行いました。

コロナ禍において、これまでのつながりが途絶え、孤独感を抱える方が増えることのないよう、地域の支援者が活動できる場が提供できるよう、取組方法を検討していく必要があります。

指 標	目標値 令和5年度（2023年度）	実施状況 令和4年度（2022年度）
老人クラブ数及び会員数	維持あるいは増加	8クラブ 184人
こころの相談室	月3回以上	月3回以上実施 公認心理師による相談を実施した

【基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育】

県からスクールカウンセラーが派遣され、小中学校で児童・生徒、保護者が相談できる時間が設けられています。身近に相談できる場として普及を行いました。

児童生徒が困難やストレスに直面した時の対処法を学び、相談できるような支援として、SOSの出し方教育を中学校全クラスに実施しました。

コロナ禍において、つながりが希薄化するなかで、こころが不安定になり自殺につながりかねない問題が深刻化するなどの影響が懸念されます。次世代を担う子どもたちのこころが安定した生活が送れるよう周囲が支えていく体制づくりが必要です。

指 標	目標値 令和5年度（2023年度）	実施状況 令和4年度（2022年度）
スクールカウンセラーの利用	継続実施	35日利用

SOS の出し方教育の実施	中学校全クラスで実施	中学校全クラスで実施
---------------	------------	------------

(2) 重点施策の取組と評価

【重点施策1 高齢者施策】

サロン活動への支援や、定期的な集いの場の開催により、高齢者の孤立・孤独を防ぎ、社会参加や交流を促進しました。

認知症支援講座、サポーター養成講座を通して、本人と家族を孤立させない環境づくりの推進を目指し、認知症への理解を深めました。サポーター養成講座では、受講者を対象に、より理解を深めるためのステップアップ講座を設け実施しています。

サロン活動等では、人と人との交流が制限されたコロナ禍を経て、希薄化したつながりをつなぎ直す取組み、孤独感を抱える方が増えないような取組みが必要です。

指 標	目標値 令和5年度 (2023年度)	実施状況 令和4年度 (2022年度)
高齢者(60代以上)の死亡者数	0人	0人
地域支援事業におけるサロン実施数及び参加者数	継続実施 受講者の増加	24回実施 168人
認知症支援講座の参加者数	講座の実施 受講者の増加	2回実施(ステップアップ講座含む) 37人

【重点施策2 無職者・失業者施策】

無職者や、失業状態にある方に対し、いのちと暮らしの総合相談会や、まいさぼ定例会を実施しました。複合的な悩みを抱える相談者や対象者に対し、複数の分野の専門家や専門機関が、連携しながら支援に取り組んでいます。今後も引き続き支援を必要とする方へ継続的な支援を関係機関と連携を図りつつ実施していきます。

指 標	目標値 令和5年度 (2023年度)	実施状況 令和4年度 (2022年度)
いのちと暮らしの総合相談会の実施	年1回 継続実施	1回実施
生活就労支援センターまいさぼ定例会議実施	年6回 継続実施	6回実施

【重点施策3 生活困窮者施策】

複合的な悩みや心配事に対し、関係機関と連携し対応できるよう、対象者にとって身近な存在である民生委員が心配事相談を実施しました。

指 標	目標値 令和5年度 (2023年度)	実施状況 令和4年度 (2022年度)
心配ごと相談の実施	年12回 継続実施	12回実施

第2章 高山村の自殺をめぐる現状と課題

1 高山村における5つのポイント

村の自殺の実態に即した計画を策定するため、厚生労働省「人口動態統計」・警察庁「自殺統計」※1、ならびに自殺総合対策推進センター※2が自治体毎の自殺実態を示した「地域自殺実態プロファイル」を基に分析を行いました（第2章2 統計データから見る高山村の自殺の現状と課題）。

村内小中学校からのデータとして、スクールカウンセラー利用実態のデータをまとめ分析を行いました。

これらの分析結果から見えてきた高山村の自殺をめぐる現状と課題をまとめたのが、以下の5つのポイントです。

▼5つのポイント

- 1 自殺死亡率は長野県よりも高値で、上昇傾向
- 2 高齢者の自殺が多く、女性と比較し男性の自殺者が多い
- 3 自殺者の大半に同居人がいた
- 4 支援が優先されるべき対象群として、「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」が挙げられている
- 5 スクールカウンセラー派遣日数は減少傾向にあるが需要は増加

※1 自殺実態の分析にあたって

本章の分析にあたっては、厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の両方を使用するとともに、自殺者数と自殺死亡率の2種類の値を参照しました（自殺死亡率とは、人口10万人当たりの自殺者数を指します）。なお、両者の統計には以下のような違いがあります。

1) 調査対象の差異：厚生労働省の人口動態統計は、国内の日本人を対象としているが、警察庁の自殺統計は、総人口（日本における外国人も含む）を対象としている。

2) 計上方法の差異：厚生労働省の人口動態統計は、自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上していない。

警察庁の自殺統計は、捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上している。

※2 自殺総合対策推進センターとは

改正自殺対策基本法の新しい理念と趣旨に基づき、学際的な観点から関係者が連携して自殺対策のPDCAサイクル（Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善））の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法）に取り組むための様々な情報の提供及び民間団体を含め地域の自殺対策を支援する機能を強化することを目的に設立された厚生労働省所管の組織。

2 統計データから見る高山村の自殺の現状と課題

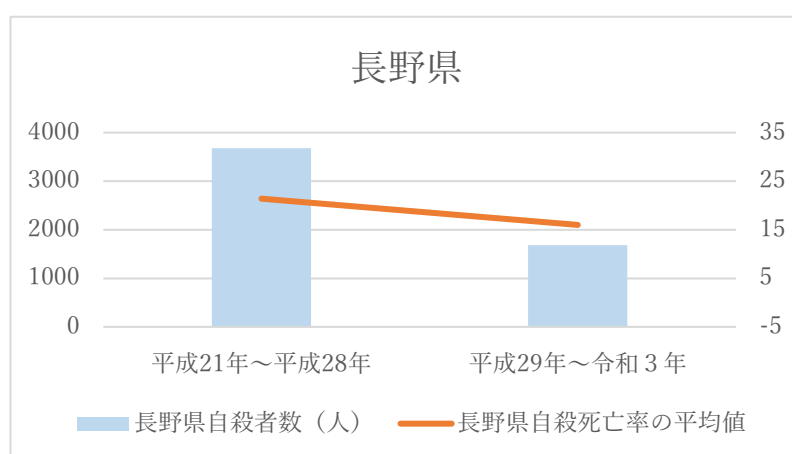
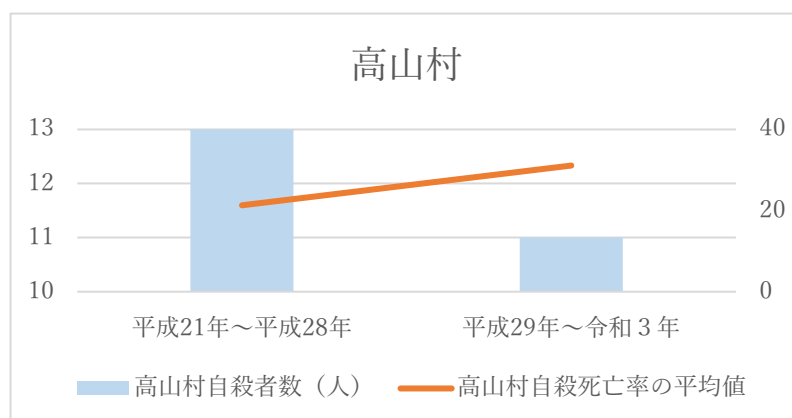
(1) 自殺死亡率は長野県よりも高値で、上昇傾向

第1次計画策定前の平成21年(2009年)～28年(2016年)の8年間に自殺で亡くなった人の数は13人(年間平均約1.6人)で、自殺死亡率の8年間平均は21.3と、長野県の平均21.4とほぼ同じ状況となっていました。

平成29年(2017年)～令和3年(2021年)までの5年間に自殺で亡くなった人の数は11人(年間平均約2.2人)、自殺死亡率の平均は31.1で、長野県の平均16.0と比較しても高い値を示しています。(図1)

図1 自殺者数および自殺死亡率平均(第1次計画策定前平成21年～28年の8年間と平成29年～令和3年の5年間の比較)

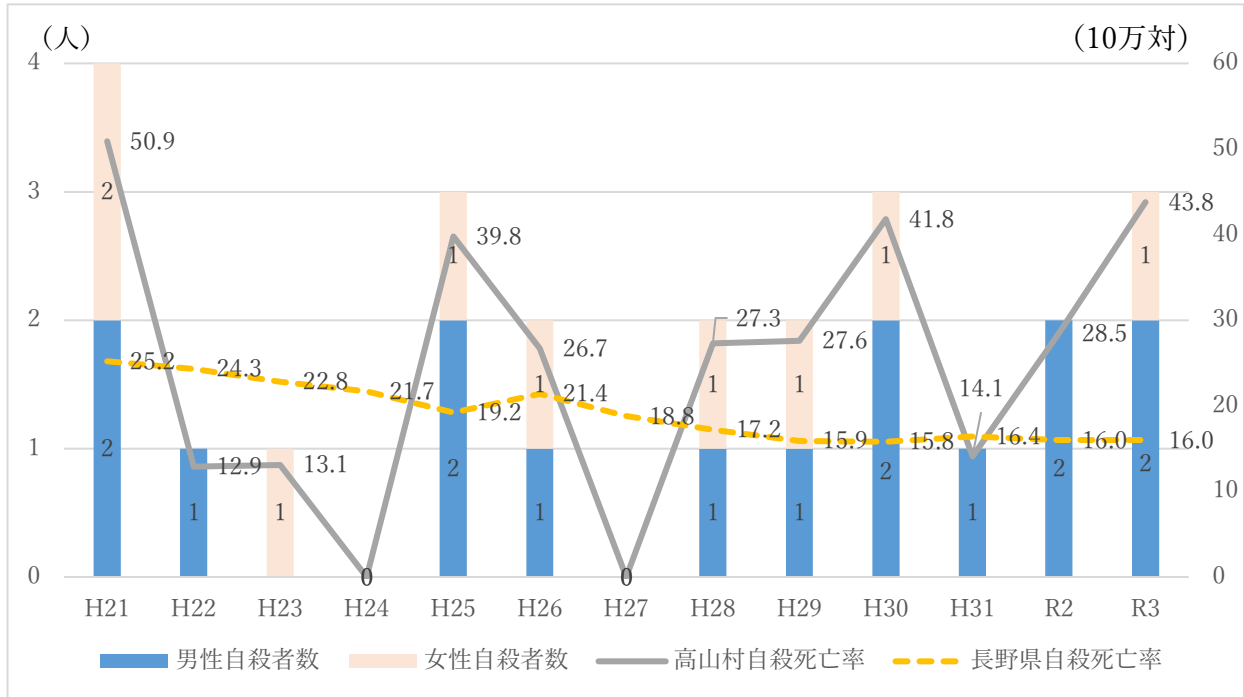
	平成21年～平成28年(8年間)	平成29年～令和3年(5年間)
高山村自殺者数(人)	13	11
高山村自殺死亡率の平均値	21.3	31.1
長野県自殺者数(人)	3681	1681
長野県自殺死亡率の平均値	21.4	16.0



(出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」、自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2022年)」)

平成 21 年（2009 年）～令和 3 年（2021 年）までの期間では、高山村の自殺死亡率は年によって変動がありますが、県が減少傾向にあるのに対し、高山村は高い数値で経過しています。（図 2）

図 2 年間自殺者数および自殺死亡率の推移（平成 21 年～令和 3 年）

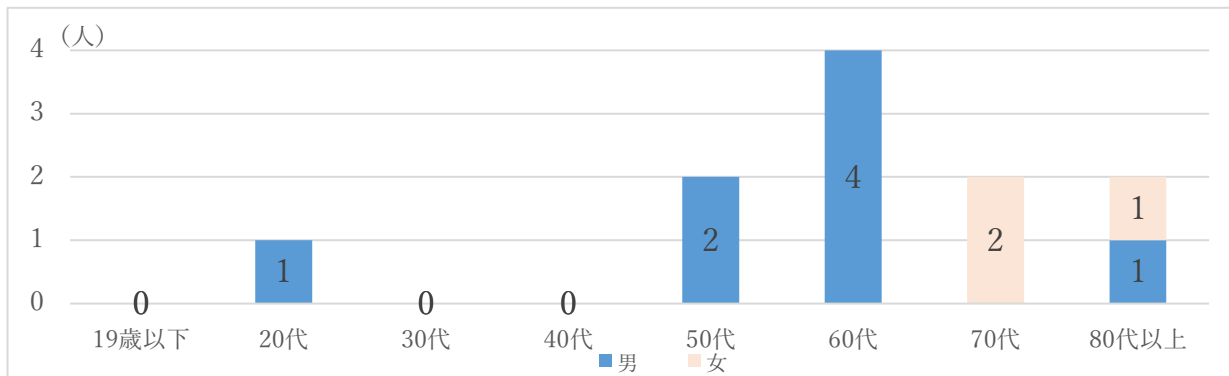


（出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」、自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール（2022 年）」）

（2）高齢者の自殺が多く、女性と比較し男性の自殺者が多い

平成 29 年（2017 年）～令和 3 年（2021 年）の期間の年代別自殺者数を見ると、60 代以上が 8 人となっています。性別自殺者数を見ると、男性が 8 人、女性が 3 人で、男性が多い傾向にあります。世代年代別では、男性は 60 歳代が最も高く、次いで 50 歳代が高くなっています。女性では 70 歳代が最も高くなっています。（図 3）

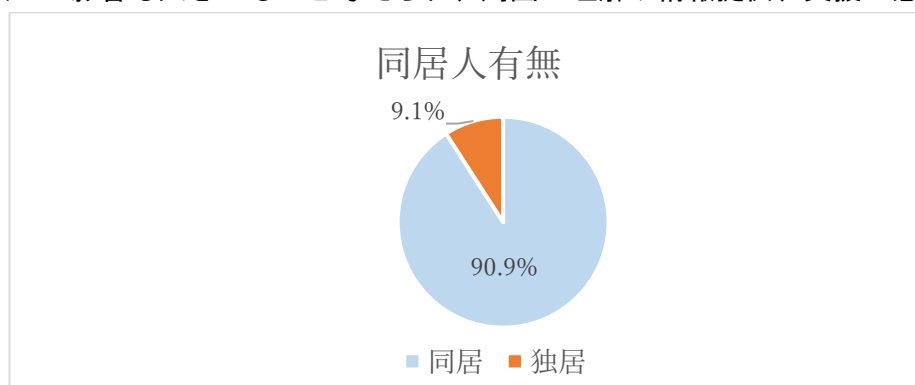
図 3 年代別自殺者数および性別（平成 29 年～令和 3 年合計）



（出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」、自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール（2022 年）」）

(3) 自殺者の大半に同居人がいた

同居人の有無別で見ると、過去5年間（平成29年（2017年）～令和3年（2021年））に自殺で亡くなった者のうち、同居人がいる人の割合が90%以上でした。同居人がいる場合、特に遺族への影響も大きいものと考えられ、周囲の理解や情報提供、支援の必要性があります。



出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2022年版」

(4) 支援が優先されるべき対象群として、「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」が挙げられている

平成29年（2017年）～令和3年（2021年）の5年間における自殺の実態について、自殺総合対策推進センターの「地域自殺実態プロファイル」により、村において自殺で亡くなる人の割合が多い属性（性別×年代別×職業の有無別×同居人の有無別）の上位5区分が示されました。このことから、村における重点施策として、「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」に対する対策が必要です。

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位:女性 60歳以上無職同居	3	27.3%	60.6	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
2位:男性 60歳以上無職同居	2	18.2%	78.0	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺
3位:男性 60歳以上有職同居	2	18.2%	60.0	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺／②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺
4位:男性 20～39歳無職同居	1	9.1%	430.7	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺／②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
5位:男性 40～59歳無職同居	1	9.1%	378.1	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺

出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2022）」

※1 順位は自殺者数の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順としました。

※2 自殺率の母数（人口）は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計しました。

※3 NPO法人ライフリンクが行った実態調査から、自殺は、平均すると4つの要因が連鎖して引き起こされており、それらの要因の連鎖のプロセス（「自殺の危機経路」という）は、性、年代、職業等の属性によって特徴が異なることが明らかになりました。（詳細は『自殺実態白書2013』（NPO法人ライフリンク））

上記表の「背景となった主な自殺の危機経路」の列には、それぞれのグループが抱え込みやすい要因とその連鎖のうちの主なものが記載されています。

(5) スクールカウンセラー派遣日数は減少傾向にあるが需要は増加

村内小中学校では、県派遣のスクールカウンセラーを利用し、児童・生徒、保護者が身近に相談できる時間が設けられています。生徒数の減少に伴い、スクールカウンセラーの派遣日数も減少傾向にあります。相談希望者や相談が必要な児童・生徒数の増加に伴い、カウンセリングの需要は高く、相談内容も多様化・複雑化しているため、学校の現場としては、現在の派遣日数では対応しきれない現状にあります。

また、友人関係や家庭の悩み等で、不登校や保健室登校の生徒・児童が増加したことで、平成20年（2008年）度から村費スクールカウンセラー事業が開始されましたが、相談対応スタッフの移動等により令和元（2019年）年度までで相談事業が終了しています。県派遣スクールカウンセラーの日数減少はあるものの、コロナ禍を経て相談の需要は高まっており、小中学校から進学に伴う切れ目のない支援体制も必要とされていることから、今後も引き続き、継続的な相談支援を行うとともに、支援を必要とする児童・生徒へ相談体制の充実が喫緊の課題となっています。

県派遣スクールカウンセラー利用日数（単位：日）

年度	小学校	中学校	計
令和元年度	24	25	49
令和2年度	14	26	40
令和3年度	10	23	33
令和4年度	14	21	35

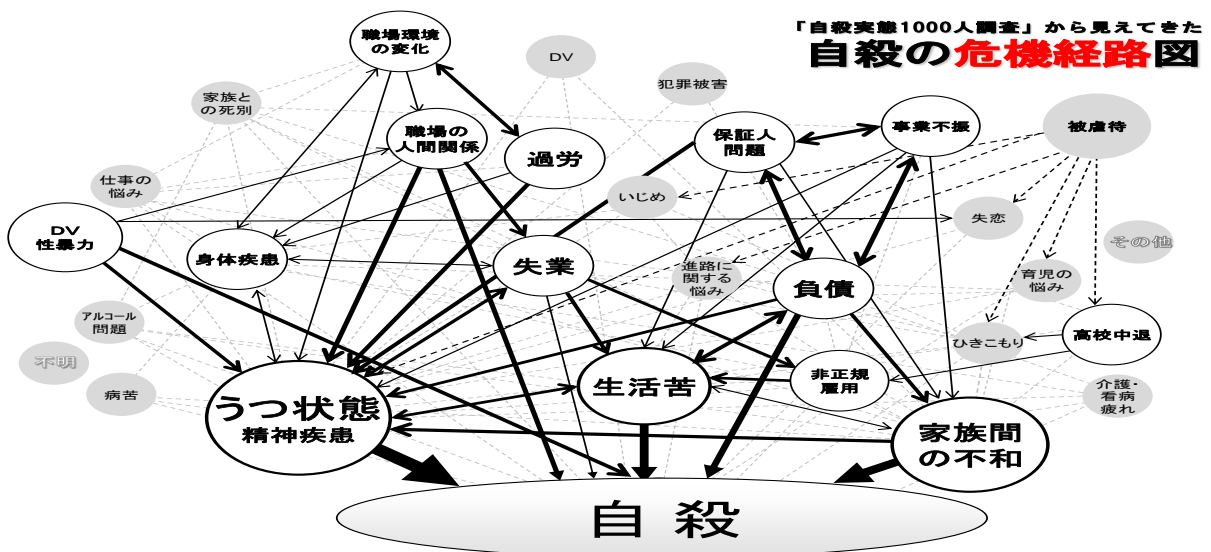
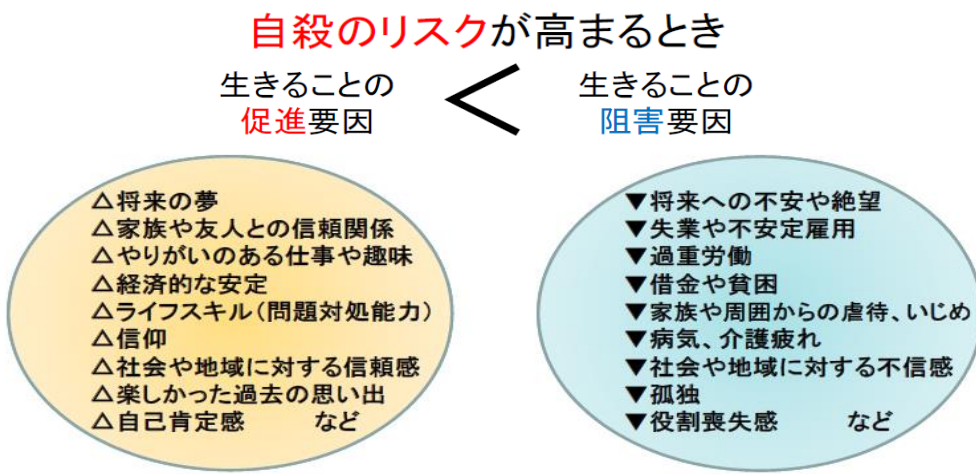
村費スクールカウンセラー利用件数（単位：件）

年度	小学校	中学校	計
令和元年度	7	30	37
令和2年度	実施なし	実施なし	0
令和3年度	実施なし	実施なし	0
令和4年度	実施なし	実施なし	0

出典：高山村教育委員会調べ（令和元年度～令和4年度）

第3章 自殺対策の基本理念

平成 29 年（2017 年）7 月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」に示されているように、自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があるとされています。このため、村の自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、自殺対策の本質が生きることの支援であることを改めて確認し、「いのち支える自殺対策」という理念のもと、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。



出典：『自殺実態白書 2013(NPO 法人ライフリンク発行)』

第4章 基本施策

村では次の5点を自殺対策における「基本施策」として、本計画の推進を図ります。

- 1 村民一人ひとりの気づきと見守りを促す
- 2 地域におけるネットワークの強化
- 3 自殺対策を支える人材の育成
- 4 生きることの促進要因への支援
- 5 子どもへの支援

基本施策1 村民一人ひとりの気づきと見守りを促す

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、危機に陥った場合には援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識になるように、積極的に普及啓発を行う必要があります。

そこで、村では、さまざまな機会を活用して、自殺対策や心の健康づくり等に関する情報提供をするとともに、相談窓口等の周知を図ります。

【具体的施策】

事業名	事業内容	担当部署等
自殺予防啓発普及事業	自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせて、村の相談窓口やこころの健康づくりに関する情報を掲載した啓発グッズを活用し、普及啓発を行う	健康福祉課
広報等による情報発信 (再掲)	村広報紙やホームページ等で、自殺対策や心の健康づくり等について、情報発信する	健康福祉課
イベント等でのリーフレットの配布	成人式をはじめ、様々なイベント等で相談支援機関等のリーフレットを配布する	全課
こころのケア講座	村民一人ひとりが自殺予防の基本的な知識や、心の健康やケアについて理解できるよう講座を開催する	健康福祉課
自殺予防キャンペーン	広域連携による普及啓発として、須高地域の市町村が連携して、広域的に普及啓発を図ることで、身近な市町村では相談しづらさを感じる住民にも、相談しやすい環境づくりを進めるため、啓発グッズを共同で作成し、周知を行う	健康福祉課

基本施策2 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上で基盤となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。これには、自殺対策に特化したネットワークだけでなく、様々な分野の施策や関係機関等が密接に連携する必要があり、「生きることの包括的な支援」を実施するため、地域におけるネットワークの構築及び強化を図ります。

【具体的施策】

事業名	事業内容	担当部署等
高山村いのち支える自殺対策推進本部・会議	村の自殺対策を庁内各分野の部署と連携し、総合的かつ効果的に推進するため、理事者及び全課長等で組織する推進本部を設置し、会議を行う	健康福祉課
須高精神保健福祉連絡協議会	須高地域の市町村が連携し、精神保健に関する知識の普及や団体支援を実施し、地域の精神保健福祉の充実を図る	健康福祉課
自殺未遂者支援実務検討会	自殺未遂者が搬送される病院や精神科医、消防本部等と連携した支援体制をつくる	健康福祉課
周産期メンタルヘルスケア実務検討会	妊娠期から出産、子育て期での産後うつ病等の産褥精神病の早期支援や虐待防止のため、産科医や小児科医、精神科医、助産師、看護師、須高地域の市町村等と連携体制をつくる	健康福祉課
予防消防に伴う地域見守り活動	消防団員による火災予防週間時に各家庭へ、防火チラシを手渡しすることにより、コミュニケーションを図る。また、地区内の消防器具点検時においても、異変や気になる人等に注意する。地域の安全・安心のため、できる範囲で見守り活動を行う	総務課
農地パトロールに伴う地域見守り活動	農地パトロール時において、異変や気になる人等に注意し、できる範囲での見守り活動を行う	産業振興課
村内パトロールに伴う地域見守り活動	村内の道路、河川などのパトロール時において、異変や気になる人等に注意し、できる範囲での見守り活動を行う	建設水道課
防犯パトロールに伴う地域見守り活動	防犯パトロール時において、異変や気になる人等に注意し、できる範囲での見守り活動を行う	住民税務課

基本施策3 自殺対策を支える人材の育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成を推進する必要があります。悩み等を抱える人のSOSに気づき、関係機関と速やかに連携、支援できるよう、研修等を実施すると共に、ゲートキーパー等に関する知識の普及を図ります。

【具体的施策】

事業名	事業内容	担当部署等
ゲートキーパー養成講座	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るという役割をもつゲートキーパーを養成する	健康福祉課
ゲートキーパー養成出前講座	関係機関等に講座の開催を促すと共に、企画されたゲートキーパー養成講座に講師を派遣する	健康福祉課 関係機関等
人権教育講座への導入	人権教育講座の内容に、自殺対策やゲートキーパー等の内容を盛り込み、知識の普及と意識の高揚を図る	教育委員会
学校職員等研修への導入	村内の学校職員等研修に、自殺対策やSOSの出し方に関する教育等の内容を盛り込み、理解の促進を図る	教育委員会
広報等による情報発信	村広報紙やホームページ等で、自殺対策やゲートキーパー等について、情報発信する	健康福祉課

ゲートキーパーの役割

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。家族や地域、職場、保健、医療、教育の場面など、誰もがゲートキーパーになれます。

気づき

「あれ、いつもと
様子が違う」
「何か悩みがありそ
う」



気になるサイン
悩みを抱えている
健康に不安がある
自殺をほのめかす



傾聴

つなぎ

見守り

まずは話を聴く
必要な情報を伝える
専門の相談機関へつなぐ
その後も見守る

出典：長野県精神保健福祉センター・長野県自殺予防情報センター

基本施策4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことです。このような観点から、居場所づくり、自殺未遂者への支援、遺された人への支援等に関する取組を推進します。

【具体的施策】

事業名	事業内容	担当部署等
シニアクラブ育成事業	シニアクラブが行う「花いっぱい事業」や奉仕活動、研修会などに対し支援を行うことにより、高齢者の生きがいや健康づくりを推進する	健康福祉課 社会福祉協議会
介護予防事業	各種介護予防事業に参加することにより、高齢者の心身の健康づくりを行う	健康福祉課 社会福祉協議会
こころの相談室	カウンセラーによる「こころの相談室」を定期に実施する	健康福祉課
健康相談	毎週水曜日に保健師、栄養士が定期相談を実施し、心身の健康に関する相談に応じる また、随時電話、面接、訪問による相談に応じる	健康福祉課
合同相談	年4回、行政相談委員、人権擁護委員、民生児童委員が相談に応じる	総務課
結婚相談	婚活サポーターが相談に応じる	社会福祉協議会
障がい者(児)生活・支援相談	相談支援専門員が相談に応じる	須高地域総合支援センター
妊娠・出産包括支援事業 (産婦健診・出産、子育て応援給付金及び妊産婦等に対する伴走型相談支援・産後ケア事業)	産後うつや虐待予防のため、出産後間もない時期の産婦健診を実施し、産後の初期段階における支援を強化する。妊娠期から情報提供、相談支援、経済的支援を行い、必要に応じて産後ケア事業を実施し支援する	健康福祉課
子育て支援センター事業	「わくわく広場」等の「遊びの広場開催」、子育てセミナーの開催、保育士・カウンセラーによる相談活動、サークル活動の支援等を行い、親同士の交流、情報交換の場づくり、子育てに関する情報提供、子育て支援を行う	教育委員会
地域活動支援センター	障がいによって働くことが困難な障がい者の日中活動をサポートする	健康福祉課 社会福祉協議会
生涯学習講座	村民を対象として開催する各種講座へ参加することで生きがいを見つける事ができる	教育委員会

事業名	事業内容	担当部署等
自殺未遂者支援実務検討会 (再掲)	自殺未遂者が搬送される病院や精神科医、 消防本部等と連携した支援体制をつくる	健康福祉課
自死遺族向けのリーフレットの 配布	戸籍等の窓口で、長野県精神保健福祉セン ター作成のリーフレットを配布し、相談窓 口や支援情報の周知を図る	健康福祉課
企業動向調査	四半期ごと年4回景気動向調査実施及び分 析を行い、ホームページ等で周知	産業振興課
中小企業資金融資	低金利の融資あっせん 保証料・利子の助成 高山村商工会と連携した経営相談を行う	産業振興課
創業支援セミナー	専任アドバイザーから起業や経営に関する セミナーを開催し、ノウハウを習得する	産業振興課

基本施策5 子どもへの支援

「SOS の出し方に関する教育」は、平成 28 年（2016 年）に改正された自殺対策基本法第 17 条第 3 項において明文化されているほか、平成 29 年（2017 年）に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱の重点施策の 1 つとしても位置付けられています。児童生徒の SOS の出し方に関する教育を展開していくため、「生きる包括的な支援」として、「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということを目標に、学校の教育活動として位置づける等、教育の実施に向けた環境づくりをすすめます。

【具体的施策】

事業名	事業内容	担当部署等
スクールカウンセラーの利用	悩みがある時は早めに相談できる場として、 スクールカウンセラーの利用をすすめる	教育委員会
SOS の出し方教育	困難やストレスに直面した児童・生徒が、 ストレスを解消する方法を学んだり、信頼 できる大人に相談できるように、授業を実 施する	教育委員会 健康福祉課
子どもと関わる地域支援者へ の啓発	民生児童委員をはじめ、子どもと関わる地 域支援者が SOS に気づき、受け手となれる ように情報発信をする	教育委員会 健康福祉課

【評価指標】

指 標	目標値（令和 10 年度）	備 考
基本施策 1 村民一人ひとりの気づきと見守りを促す		
広報等による情報発信	広報たかやま 年 4 回 ホームページでの情報発信	定期的な情報発信により、知識の普及・啓発を行う
イベント等でのリーフレットの配布	リーフレットを作成し配布 実施	幅広い層・年代の参加者にリーフレット配布により知識の普及・啓発を行う
こころのケア講座	年 1 回以上	自殺予防の基本的な知識や、心の健康やケアについて理解できるよう講座を開催する
基本施策 2 地域におけるネットワークの強化		
高山村いのち支える自殺対策推進本部会議	年 1 回以上	自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、庁舎内会議を開催する
基本施策 3 自殺対策を支える人材の育成		
ゲートキーパー養成講座の実施	年 1 回以上	各種団体・機関に養成講座の機会を作り、開催を促す
人権教育講座への導入	実施	人権講座の内容に自殺対策等の内容を盛り込み、知識の普及・意識の高揚を図る
基本施策 4 生きることの促進要因への支援		
シニアクラブ数及び会員数	維持あるいは増加	高齢者の通いの場の拡充と、生きがいや健康づくりの活動の推進・支援をする
こころの相談室	月 3 回以上	カウンセラーによる相談を定期的実施し相談・支援の体制を強化する
妊娠・出産包括支援事業の実施	産婦健診実施の継続 出産、子育て応援給付金及び妊産婦等に対する伴走型相談支援の継続 産後ケア事業利用者増加	産後うつや虐待予防のため、妊娠期からの切れ目のない支援を強化する
基本施策 5 子どもへの支援		
スクールカウンセラーの利用	継続実施	児童生徒が身近に相談できる場として普及を行う
SOS の出し方教育の実施	中学校全クラスで実施	児童生徒が困難やストレスに直面した時、対処法を学んだり、相談できるよう支援を行う

第5章 重点施策

重点施策については、村の現状と課題を踏まえ、さらに自殺総合対策推進センターが本村の自殺の実態を分析した「自殺実態プロファイル」において、特に重点的に対策を講じる必要があるとされている「高齢者」、「生活困窮者」、「勤務・経営」の3点に焦点を絞り、自殺対策における「重点施策」として、本計画の推進を図ります。

- 1 高齢者対策
- 2 生活困窮者対策
- 3 勤務・経営者対策

重点施策1 高齢者対策

高齢化が進み、村では令和3年（2021年）10月1日時点で、高齢化率が36.1%と、3人に1人が65歳以上であり、過去5年間の年代別自殺者数をみると、60代以上の高齢者が8人と、全体の約7割を占めています。独居高齢者や高齢者世帯が増加する中、社会的に孤立し、自殺のリスクを抱える高齢者が増加する恐れがあります。高齢者の社会参加を促進し、生きがいや居場所をもち、元気でいきいきと生活できる地域づくりを推進します。

【具体的施策】

事業名	事業内容	担当部署等
医療機関との連携	医療機関受診時に生活面の困りごとがある、精神的な不調があると思われる高齢者がいた場合、村担当と医療機関が連携をとり、早期に適切な支援につなげられるような体制を検討する	須高医師会 健康福祉課
民生児童委員による独居高齢者及び高齢者世帯の見守り活動	ひとり暮らし高齢者が地域で孤立することなく、安心して生活ができる地域づくりを進めるため、民生委員が独居高齢者宅等を定期的に訪問し、本人との信頼関係を築き、地域全体で見守り、支え合う仕組みや体制づくりを進める一助とする	民生児童委員協議会 健康福祉課
地域支援事業	高齢者の地域での孤立・閉じこもり防止、生きがい・出会いの場づくりを目的としたカフェ・ふれあいサロンなど自主的活動を支援する	健康福祉課 社会福祉協議会 ボランティア
高齢者の総合相談	地域で暮らす高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活ができるよう、介護・福祉・健康・医療など、様々な面から総合的な相談に応じる	健康福祉課

事業名	事業内容	担当部署等
配食サービス事業	栄養バランスのとれた夕食を届け、配達時には会話を交わしふれあいを深めるとともに、利用者の安否を確認する	健康福祉課
介護者への支援の推進	介護に関する様々な相談を受けるとともに、介護者同士が交流をもち、リフレッシュできる場を提供する	健康福祉課 社会福祉協議会
認知症の理解を深め、本人と家族を孤立させないための事業	認知症支援講座、認知症サポーター養成講座などを通して認知症の理解を深め、認知症初期集中支援により認知症の早期発見・早期対応を行うことで、介護に関わる負担の軽減を図る	健康福祉課

重点施策2 生活困窮者対策

生活困窮状態にある方は、単に経済的に困窮しているだけでなく、心身の健康や家族との人間関係、ひきこもりなど、他のさまざまな問題を抱えた結果、自殺に追い込まれることが少なくないと考えられます。

そのため、生活困窮者自立支援制度に基づく支援と自殺対策施策が密接に連携し、経済や生活面の支援のほか、心の健康や人間関係等の視点も含めた包括的な支援を推進します。

【具体的施策】

事業名	事業内容	担当部署等
無料弁護士相談会	離婚や相続、借金の整理などの身近な困りごとや問題を相談できる場として、長野県弁護士会と協定を締結し、法律相談会を開催している	総務課
民生児童委員による「心配ごと相談」	民生児童委員が生活上のあらゆる心配ごとや悩みごとをお聴きし、関係機関につなげる	社会福祉協議会 健康福祉課
納付相談	村税・料金等の滞納者の生活状況の把握に努め、関係部署と連携を図り、納付について相談に応じる	住民税務課・建設水道課・健康福祉課
消費生活相談	契約等の消費生活トラブルを解決するための相談、助言等を行い、再発防止につなげる	消費生活・特殊詐欺防止センター 住民税務課
自立相談支援（まいさぽ※）	経済的な問題で生活に困っている人、失業している人、引きこもりやニートで悩んで	長野県長野生活就労支援センタ

	いる人、働いた経験がなく不安な人など、生活や仕事の悩みを相談支援員や就労支援員が相談に応じ、必要な援助を把握し、状況に応じた支援が行われるよう、さまざまな支援につなげる	一まいさぼ信州 長野・住民税務課・健康福祉課・建設水道課・社会福祉協議会
村善意銀行くらしの資金貸付	生活困窮者に対し、1世帯20万円限度として、必要な資金を貸し付ける	社会福祉協議会
県社協生活福祉資金貸付事業の利用支援	県社協の生活福祉資金貸付事業について、必要に応じて、村社協が手続き等の支援を行う	社会福祉協議会
歳末たすけあい運動 共同募金歳末激励金	生活保護世帯員及び在宅の重度障がい者等（家庭介護手当等の受給者は除く）に歳末激励金を贈呈する	社会福祉協議会
奨学金貸与	経済的な理由によって修学が困難である生徒等に奨学金を貸与する	教育委員会
就学援助費の支給	経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童・生徒就学援助費を支給する	教育委員会
生活保護	生計中心者が病気やけがで働けなくなり、家の収入がなくなって生活をしていけなくなった場合に、家族が生活していくためのお金が国から支給される	長野保健福祉事務所 健康福祉課 民生児童委員
巡回相談	悩み無料ダイヤル・専門相談（職業相談）就職相談者等にハローワークから巡回相談などの就労支援を行う	須坂公共職業安定所（ハローワーク）

※まいさぼ：生活や就労などでお困りの方の総合的な支援を行うため、平成27年4月から生活困窮者自立支援法により、長野県が町村部に設置している生活就労支援センター（愛称「まいさぼ」）のことで、長野県社会福祉協議会に業務委託して運営されている。

重点施策3 勤務・経営者対策

勤務・経営問題による自殺の背景には、経済的な問題だけでなく、心身の健康や職場の人間関係、仕事疲れやストレス等、様々な問題を抱えていることが考えられ、自殺リスクが高まる恐れがあることが考えられます。経済や生活面の支援のほか、こころの健康や人間関係等の視点も含めた働きやすい環境づくりへの支援を推進します。

【具体的施策】

事業名	事業内容	担当部署等
いのちと暮らしの総合相談会	自殺のハイリスク群がそれぞれに抱える問題に応じて、複数分野の専門家（弁護士、精神科医、保健師等）や相談員（生活就労支援センターまいさぼ職員等）が連携して、総合的な支援を行う	健康福祉課 （須高精神保健福祉連絡協議会）
無料弁護士相談会（再掲）	労働問題や相続、借金の整理などの身近な困りごとや問題を相談できる場として、長野県弁護士会と協定を締結し、法律相談会を開催している	総務課
自立相談支援（まいさぼ） （再掲）	生活や仕事の悩みを相談支援員や就労支援員が相談に応じ、必要な援助を把握し、状況に応じた支援が行われるよう、さまざまな支援につなげる	長野県長野生活就労支援センターまいさぼ信州長野
生活就労支援センターまいさぼ定例会議	まいさぼとの定例会議において、要支援ケースの情報共有を図り、対応方法を検討する	社会福祉協議会 健康福祉課
就業相談	就職についての相談や職業紹介	須坂公共職業安定所（ハローワーク）
相談窓口の紹介	各相談窓口の一覧表を作成し、必要に応じて紹介する	全課
長野地域UJ1ターン就職促進事業	長野地域9市町村が連携し、就職説明会等を開催し、首都圏等から長野地域への就職、定着を促す 若手社員向けフォローアップ研修 若手社会人向け合同就職説明会	産業振興課
創業支援事業	創業支援事業計画に基づき、高山村商工会と連携し、創業者の創業に係る経費に対し助成	産業振興課

【評価指標】

指 標	目標値（令和 10 年度）	備 考
重点施策 1 高齢者対策		
高齢者(60代以上)の死亡者数	0人	高齢者の死亡者数の減少を目指す
地域支援事業におけるサロン実施数及び参加者数	継続 受講者の増加	高齢者の通いの場を通し、生きがいや健康づくりの活動や社会参加への推進・支援をする
認知症支援講座の参加者数	講座の実施 受講者の増加	支援講座・サポーター講座を通して、認知症への理解を深め、本人と家族を孤立させない環境づくりの推進を行う
重点施策 2 生活困窮者対策		
心配ごと相談の実施	年 1 2 回	複数分野の心配事や悩みに対し、関係機関へつなぎ対応できるよう継続実施する
重点施策 3 勤務・経営者対策		
いのちと暮らしの総合相談会の実施	年 1 回	相談に対し、複数分野の専門家や相談員が連携し、総合的な支援を行えるよう継続実施する
生活就労支援センターまいさぼ定例会議実施	年 6 回	要支援者の情報共有を図り、住民が安心して暮らしていけるよう対応方法を検討し継続実施する

第6章 自殺対策の推進体制

生きるための包括的な支援を推進することにより、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、「高山村いのち支える自殺対策推進本部」を設置しています。

庁内外の関係機関等と密に連携を図りながら、計画を推進します。

1 【高山村いのち支える自殺対策推進本部】

- (1) 自殺対策の推進に係る計画の策定及び進捗管理に関すること
- (2) 自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること
- (3) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること
- (4) 自殺対策に関する関係行政機関及び関係団体との連携の強化に関すること
- (5) その他自殺対策の総合的な推進に関すること

【本部】

本部長：村長 副本部長：副村長

本部員：教育長、総務課長、住民税務課長、健康福祉課長、産業振興課長、建設水道課長、教育次長、議会事務局長

【幹事会】

幹事長：健康福祉課長

幹 事：総務係長、企画政策係長、財政係長、危機管理防災係長、税務係長、会計係長、生活環境係長、福祉係長、保健予防係長、地域包括支援センター一次長、公園係長、農政係長、商工観光係長、林務地籍調査係長、建設係長、上下水道係長、定住支援係長、人権推進係長、子育て学校教育係長、生涯学習係長

2 【須高精神保健福祉連絡協議会】

須高地域の市町村と行政機関が連携し、精神保健に関する知識の普及及び団体支援事業等を実施し、地域の精神保健福祉の向上を図ることを目的に設置

- (1) 精神保健福祉に関する知識の普及及び啓発
- (2) 精神保健福祉に関する意見の交換及び調査研究
- (3) 精神障がい者の社会復帰事業の促進援助
- (4) 精神保健福祉関係団体の育成及び支援
- (5) その他会の目的達成のための事業

構成員：須坂市、小布施町、高山村の保健福祉部署

3 【自殺未遂者支援実務検討会】

自殺未遂歴は精神疾患に罹患している以上に重要な自殺の危険因子であることから、再企図や既遂を防ぐため、早期からの適切な支援が行われるよう、須高精神保健福祉連絡協議会として、自殺未遂者が搬送される病院や精神科医、消防本部等と連携した支援体制を確立するため、実務検討会を開催

構成員：精神科医、長野県精神保健福祉センター、長野保健福祉事務所、県立信州医療センター、須坂消防本部、須坂市、小布施町、高山村

4 【周産期メンタルヘルスケア実務検討会】

周産期うつ病をはじめ産褥精神病の早期支援、虐待防止を目的に、実務検討会を定期的に行う

構成員：国立成育医療研究センター、長野県精神保健福祉センター、県立信州医療センター、
須坂市、小布施町、高山村

第7章 資料編

1 高山村生きる支援関連施策一覧

	事業名	事業内容	担当部署等
基本施策1 村民一人ひとりの気づきと見守りを促す			
1	自殺予防啓発普及事業	自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせて、村の相談窓口やこころの健康づくりに関する情報を掲載した啓発グッズを活用し、普及啓発を行う	健康福祉課
2	広報等による情報発信	村広報紙やホームページ等で、自殺対策や心の健康づくり等について、情報発信する	健康福祉課
3	イベント等でのリーフレットの配布	成人式をはじめ、様々なイベント等で相談支援機関等のリーフレットを配布する	全課
4	こころのケア講座	村民一人ひとりが自殺予防の基本的な知識や、心の健康やケアについて理解できるよう講座を開催する	健康福祉課
5	自殺予防キャンペーン	広域連携による普及啓発として、須高地域の市町村が連携して、広域的に普及啓発を図ることで、身近な市町村では相談しづらさを感じる住民にも、相談しやすい環境づくりを進めるため、啓発グッズを共同で作成し、周知を行う	健康福祉課
基本施策2 地域におけるネットワークの強化			
6	高山村いのち支える自殺対策推進本部・会議	村の自殺対策を庁内各分野の部署と連携し、総合的かつ効果的に推進するため、理事者及び全課長等で組織する推進本部を設置し、会議を行う	健康福祉課
7	須高精神保健福祉連絡協議会	須高地域の市町村が連携し、精神保健に関する知識の普及や団体支援を実施し、地域の精神保健福祉の充実を図る	健康福祉課
8	自殺未遂者支援実務検討会	自殺未遂者が搬送される病院や精神科医、消防本部等と連携した支援体制をつくる	健康福祉課
9	周産期メンタルヘルスケア実務検討会	妊娠期から出産、子育て期での産後うつ病等の産褥精神病の早期支援や虐待防止のため、産科医や小児科医、精神科医、助産師、看護師、須高地域の市町村等と連携体制をつくる	健康福祉課
10	予防消防に伴う地域見守り活動	消防団員による火災予防週間に各家庭へ、防火チラシを手渡しすることにより、コミュニケーションを図る。また、地区内の消防器具点検時においても、異変や気になる人等に注意する。地域の安全・安心のため、できる範囲で見守り活動を行う	総務課
11	農地パトロールに伴う地域見守り活動	農地パトロール時において、異変や気になる人等に注意し、できる範囲での見守り活動を行う	産業振興課
12	村内パトロールに伴う地域見守り活動	村内の道路、河川などのパトロール時において、異変や気になる人等に注意し、できる範囲での見守り活動を行う	建設水道課
13	防犯パトロールに伴う地域見守り活動	防犯パトロール時において、異変や気になる人等に注意し、できる範囲での見守り活動を行う	住民税務課
基本施策3 自殺対策を支える人材の育成			
14	ゲートキーパー養成講座	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るという役割をもつゲートキーパーを養成する	健康福祉課
15	ゲートキーパー養成出前講座	関係機関等に講座の開催を促すと共に、企画されたゲートキーパー養成講座に講師を派遣する	健康福祉課 関係機関等
16	人権教育講座への導入	人権教育講座の内容に、自殺対策やゲートキーパー等の内容を盛り込み、知識の普及と意識の高揚を図る	教育委員会
17	学校職員等研修への導入	村内の学校職員等研修に、自殺対策やSOSの出し方に関する教育等の内容を盛り込み、理解の促進を図る	教育委員会
18	広報等による情報発信	村広報紙やホームページ等で、自殺対策やゲートキーパー等について、情報発信する	健康福祉課
基本施策4 生きることの促進要因への支援			
19	シニアクラブ育成事業	シニアクラブが行う「花いっぱい事業」や奉仕活動、研修会などに対し支援を行うことにより、高齢者の生きがいや健康づくりを推進する	健康福祉課 社会福祉協議会
20	介護予防事業	各種介護予防事業に参加することにより、高齢者の心身の健康づくりを行う	健康福祉課 社会福祉協議会

21	こころの相談室	カウンセラーによる「こころの相談室」を定期に実施する	健康福祉課
22	健康相談	毎週水曜日に保健師、栄養士が定期相談を実施し、心身の健康に関する相談に応じる。また、随時電話、面接、訪問による相談に応じる	健康福祉課
23	合同相談	年4回、行政相談委員、人権擁護委員、民生児童委員が相談に応じる	総務課
24	結婚相談	婚活サポーターが相談に応じる	社会福祉協議会
25	障がい者(児)生活・支援相談	相談支援専門員が相談に応じる	須高地域総合支援センター
26	妊娠・出産包括支援事業(産婦健診・出産、子育て応援給付金及び妊産婦等に対する伴走型相談支援・産後ケア事業)	産後うつや虐待予防のため、出産後間もない時期の産婦健診を実施し、産後の初期段階における支援を強化する。妊娠期から情報提供、相談支援、経済的支援を行い、必要に応じて産後ケア事業を実施し支援する	健康福祉課
27	子育て支援センター事業	「わくわく広場」等の「遊びの広場開催」、子育てセミナーの開催、保育士・カウンセラーによる相談活動、サークル活動の支援等を行い、親同士の交流、情報交換の場づくり、子育てに関する情報提供、子育て支援を行う	教育委員会
28	地域活動支援センター	障がいによって働くことが困難な障がい者の日中活動をサポートする	健康福祉課 社会福祉協議会
29	生涯学習講座	村民を対象として開催する各種講座へ参加することで、生きがいを見つける事ができる	教育委員会
30	自殺未遂者支援実務検討会(再掲)	自殺未遂者が搬送される病院や精神科医、消防本部等と連携した支援体制をつくる	健康福祉課
31	自死遺族向けのリーフレットの配布	戸籍等の窓口で、長野県精神保健福祉センター作成のリーフレットを配布し、相談窓口や支援情報の周知を図る	健康福祉課
32	企業動向調査	四半期ごと年4回景気動向調査実施及び分析を行い、ホームページ等で周知	産業振興課
33	中小企業資金融資	低金利の融資あっせん 保証料・利子の助成 高山村商工会と連携した経営相談を行う	産業振興課
34	創業支援セミナー	専任アドバイザーから起業や経営に関するセミナーを開催し、ノウハウを習得する	産業振興課
基本施策5 子どもへの支援			
35	スクールカウンセラーの利用	悩みがある時は早めに相談できる場として、スクールカウンセラーの利用をすすめる	教育委員会
36	SOSの出し方教育	困難やストレスに直面した児童・生徒が、ストレスを解消する方法を学んだり、信頼できる大人に相談できるように、授業を実施する	教育委員会 健康福祉課
37	子どもと関わる地域支援者への啓発	民生児童委員をはじめ、子どもと関わる地域支援者がSOSに気づき、受け手となれるように情報発信をする	教育委員会 健康福祉課
重点施策1 高齢者施策			
38	医療機関との連携	医療機関受診時に生活面の困りごとがある、精神的な不調があると思われる高齢者がいた場合、村担当と医療機関が連携をとり、早期に適切な支援につなげられるような体制を検討する	須高医師会 健康福祉課
39	民生児童委員による独居高齢者及び高齢者世帯の見守り活動	ひとり暮らし高齢者が地域で孤立することなく、安心して生活ができる地域づくりを進めるため、民生委員が独居高齢者宅等を定期的に訪問し、ご本人との信頼関係を築き、地域全体で見守り、支え合う仕組みや体制づくりを進める一助とする	民生児童委員協議会 健康福祉課
40	地域支援事業	高齢者の地域での孤立・閉じこもり防止、生きがい・出会いの場づくりを目的としたカフェ・ふれあいサロンなど自主的活動を支援する	健康福祉課 社会福祉協議会 ボランティア
41	高齢者の総合相談	地域で暮らす高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活ができるよう、介護・福祉・健康・医療など、様々な面から総合的な相談に応じる	健康福祉課
42	配食サービス事業	栄養バランスのとれた夕食を届け、配達時には会話を交わしふれあいを深めるとともに、利用者の安否を確認する	健康福祉課 社会福祉法人
43	介護者への支援の推進	介護に関する様々な相談を受けるとともに、介護者同士が交流をもったり、リフレッシュできる場の提供をする	健康福祉課 社会福祉協議会
44	認知症の理解を深め、本人と家族を孤立させないための事業	認知症支援講座、認知症サポーター養成講座などを通して認知症の理解を深め、認知症初期集中支援により認知症の早期発見・早期対応を行うことで、介護に関わる負担の軽減を図る	健康福祉課

重点施策2 生活困窮者対策			
45	無料弁護士相談会	離婚や相続、借金の整理などの身近な困りごとや問題を相談できる場として、長野県弁護士会と協定を締結し、法律相談会を開催している	総務課
46	民生児童委員による「心配ごと相談」	民生児童委員が生活上のあらゆる心配ごとや悩みごとをお聴きし、関係機関につなげる	社会福祉協議会 健康福祉課
47	納付相談	村税・料金等の滞納者の生活状況の把握に努め、関係部署と連携を図り、納付について相談に応じる	住民税務課・ 建設水道課・ 健康福祉課
48	消費生活相談	契約等の消費生活トラブルを解決するための相談、助言等を行い、再発防止につなげる	消費生活・特 殊詐欺防止セ ンター 住民税務課
49	自立相談支援（まいさぼ）	経済的な問題で生活に困っている人、失業している人、引きこもりやニートで悩んでいる人、働いた経験がなく不安な人など、生活や仕事の悩みを相談支援員や就労支援員が相談に応じ、必要な援助を把握し、状況に応じた支援が行われるよう、さまざまな支援につなげる	長野県長野生 活就労支援セ ンターまいさ ぼ信州長野・ 住民税務課・ 健康福祉課・ 建設水道課・ 社会福祉協議 会
50	村善意銀行くらしの資金貸付	生活困窮者に対し、1世帯20万円限度として、必要な資金を貸し付ける	社会福祉協議 会
51	県社協生活福祉資金貸付事業の利用支援	県社協の生活福祉資金貸付事業について、必要に応じて、村社協が手続き等の支援を行う	社会福祉協議 会
52	歳末たすけあい運動 共同募金歳末激励金	生活保護世帯員及び在宅の重度障がい者等（家庭介護手当等の受給者は除く）に歳末激励金を贈呈する	社会福祉協議 会
53	奨学金貸与	経済的な理由によって修学が困難である生徒等に奨学金を貸与する	教育委員会
54	就学援助費の支給	経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童・生徒就学援助費を支給する	教育委員会
55	生活保護	生計中心者が病氣やけがで働けなくなり、家の収入がなくなって生活をしていけなくなった場合に、家族が生活していくためのお金が国から支給される	長野保健福祉 事務所 健康福祉課 民生児童委員
56	巡回相談	悩み無料ダイヤル・専門相談（職業相談） 就職相談者等にハローワークから巡回相談などの就労支援を行う	須坂公共職業 安定所（ハロー ワーク）
重点施策3 勤務・経営者対策			
57	いのちと暮らしの総合相談会	自殺のハイリスク群がそれぞれに抱える問題に応じて、複数分野の専門家（弁護士、精神科医、保健師等）や相談員（生活就労支援センターまいさぼ職員等）が連携して、総合的な支援を行う	健康福祉課 （須高精神保 健福祉連絡協 議会）
58	無料弁護士相談会（再掲）	労働問題や相続、借金の整理などの身近な困りごとや問題を相談できる場として、長野県弁護士会と協定を締結し、法律相談会を開催している	総務課
59	自立相談支援（まいさぼ）（再掲）	生活や仕事の悩みを相談支援員や就労支援員が相談に応じ、必要な援助を把握し、状況に応じた支援が行われるよう、さまざまな支援につなげる	長野県長野生 活就労支援セ ンターまいさ ぼ信州長野
60	生活就労支援センターまいさぼ定例会議	まいさぼとの定例会議において、要支援ケースの情報共有を図り、対応方法を検討する	社会福祉協議 会 健康福祉課
61	就業相談	就職についての相談や職業紹介	須坂公共職業 安定所（ハロー ワーク）
62	相談窓口の紹介	各相談窓口の一覧表を作成し、必要に応じて紹介する	全課
63	長野地域UJIターン就職促進事業	長野地域9市町村が連携し、就職説明会等を開催し、首都圏等から長野地域への就職、定着を促す 若手社員向けフォローアップ研修 若手社会人向け合同就職説明会	産業振興課
64	創業支援事業	創業支援事業計画に基づき、高山村商工会と連携し、創業者の創業に係る経費に対し助成	産業振興課

2 高山村いのち支える自殺対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、生きるための包括的な支援を推進することにより、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、高山村いのち支える自殺対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策の推進に係る計画の策定及び進捗管理に関すること。
- (2) 自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
- (3) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- (4) 自殺対策に関する関係行政機関及び関係団体との連携の強化に関すること。
- (5) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は村長をもって充て、副本部長は副村長をもって充てる。

3 本部員は、別表第1に掲げる職員をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を代表し、本部を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を出席させ、説明及び意見を求めることができる。

(幹事会)

第6条 本部に、所掌事務の専門的な検討及び調査を行わせるため、本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は健康福祉課長とし、幹事は、別表第2に掲げる職員をもって充てる。

4 幹事長は、幹事会における検討及び調査の進捗状況を本部長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 本部及び幹事会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

別表第 1

教育長、総務課長、住民税務課長、健康福祉課長、産業振興課長、建設水道課長、
教育次長、議会事務局長

別表第 2

総務係長、企画政策係長、財政係長、危機管理防災係長、税務係長、会計係長、
生活環境係長、福祉係長、保健予防係長、地域包括支援センター一次長、公園係長、
農政係長、商工観光係長、林務地籍調査係長、建設係長、上下水道係長、定住支
援係長、人権推進係長、子育て学校教育係長、生涯学習係長

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二條）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

- 2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、

大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
 - 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 (抄)

(以下、省略)

4. 自殺総合対策大綱（令和4年10月閣議決定） 概要

「自殺総合対策大綱」の概要

※赤字は旧大綱からの主な変更箇所

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている

✓ **新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進(新)**
 ・自殺への影響について情報収集・分析
 ・ICT活用を推進
 ・女性、無業者、非正規雇用労働者、ひとり親、フリーランス、児童生徒への影響も踏まえた対策

✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
 - ・自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持つ旨を明確化
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
 - ・子ども家庭庁(令和5年4月に設立予定)、孤独・孤立対策等との連携
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
 - ・地域の支援機関のネットワーク化を推進し必要な情報を共有する地域プラットフォームづくりを支援
6. **自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する(新)**
 - ・自殺者、自殺未遂者、親族等への配慮

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

→重点施策の拡充内容については、P.3・4

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. **女性の自殺対策を更に推進する(新)**

第5 自殺対策の数値目標

✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。 ※旧大綱の数値目標を継続(平成27年: 18.5 ⇒ 令和8年: 13.0以下) ※令和2年: 16.4

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
 - ・指定調査研究等法人(いのちを支える自殺対策推進センター)が、エビデンスに基づく政策支援、地域が実情に応じて取り組むための人材育成等を推進
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
 - ・地域自殺対策計画の策定・見直し等への支援
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し
 - ・社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年を目途に見直しを行う

「自殺総合対策大綱」 <第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要>

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- 地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援
- **地域自殺対策推進センターへの支援**
 - ・地域自殺対策推進センター長の設置の支援
 - ・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援
- 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- **児童生徒の自殺対策に資する教育の実施**
 - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
- **自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発**
 - ・「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の普及
 - ・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進

3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- **自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用**
 - ・相談機関等に集約される情報の活用検討
- **子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との連動**
 - ・自殺等の事案について詳細な調査・分析
 - ・予防のための子ども死に検証(CDR; Child Death Review)の推進
 - ・若者、女性及び性的マイリテの生きづらさ等に関する支援一体系の実態把握
- **コロナ禍における自殺等の調査**
- **うつ病等の精神疾患の病態解明等**
 - ・つながる学際的研究

4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- 連携調整を担う人材の養成
- かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上
- 教職員に対する普及啓発
- 介護支援専門員等への研修
- **ゲートキーパーの養成**
 - ・若者を含めたゲートキーパー養成
- **自殺対策従事者への心のケア**
 - ・スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等支援
- **家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援**

5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- **職場におけるメンタルヘルス対策の推進**
 - ・ワークライフバランス対策の推進、SNS相談の実施
- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- 精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置
- **精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等**
 - ・自殺の危険性の高い人を早期に発見し確実に精神科医療につなげるよう体制の充実
- **子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備**
 - ・子どもの心の診療体制の整備
- うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策

7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- **相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化**
- **ICT(インターネット・SNS等)活用**
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進。
- **インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化**
 - ・自殺の誘引・勧誘等情報についての必要な自殺防止措置、サイバーパトロールによる取組を推進
 - ・特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施
- **ひきこり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援**
- **性的マイリテの方等に対する支援の充実**
- 関係機関等の連携に必要な情報共有
- **自殺対策に資する居場所づくりの推進**
 - ・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づくり等を推進
- **報道機関に対するWHOガイドライン等の周知**
- **自殺対策に関する国際協力の推進**

「自殺総合対策大綱」 ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
- 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
 - ・自殺未遂者を退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備
 - ・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進
- 居場所づくりとの連動による支援
- 家族等の身近な支援者に対する支援
 - ・傾聴スキルを学べる動画等の作成・啓発
- 学校、職場等での事後対応の促進

9. 遺された人への支援を充実する

- 遺族の自助グループ等の運営支援
- 学校、職場等での事後対応の促進
 - ・学校、職場、公的機関における遺族等に寄り添った事後対応等の促進
- 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
 - ・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の推進
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- 遺児等への支援
 - ・メンターカーラーとなっている遺児の支援強化

10. 民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- 民間団体の相談事業に対する支援
 - ・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充
- 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- いじめを苦にした子どもの自殺の予防
- 学生・生徒への支援充実
 - ・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進
 - ・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やフィッシュ型の支援情報の発信を推進
 - ・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることのできる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行える体制の構築
 - ・不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保
- SOSの出し方に関する教育の推進
 - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
 - ・子どもがSOSを出しやすい環境を整えるとともに、大人が子どものSOSを受け止められる体制を構築
- 子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進
- 知人等への支援
 - ・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり
- 子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備
 - ・子ども家庭庁と連携し、体制整備を検討

12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- 長時間労働の是正
 - ・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進
 - ・勤務間インターバル制度の導入促進
 - ・コロナ禍で進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進
 - ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進
 - ・副業・兼業への対応
- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ハラスメント防止対策
 - ・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

13. 女性の自殺対策を更に推進する

- 妊産婦への支援の充実 (新設)
 - ・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等について性と健康の相談センター事業等による支援を推進
- コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援
 - ・子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援
 - ・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実
 - ・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援
- 困難な問題を抱える女性への支援

(厚生労働省作成)

高山村いのち支える自殺対策計画

発 行 : 高山村健康福祉課 保健予防係

発行日 : 令和6年(2024年)3月

住 所 : 〒382-0821 長野県上高井郡高山村大字牧130番地1

電 話 : 026-242-1200(代表)